

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	つがる西北五広域連合								
プランの名称	つがる西北五広域連合鶴田診療所改革プラン								
策 定 日	平成 21年 3月 31日								
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 25年度								
病院の現状	病院名	つがる西北五広域連合鶴田診療所							
	所在地	青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾34							
	病床数	0床							
	診療科目	内科、外科、整形外科、小児科、眼科							
公立病院として今後果たすべき役割(概要)	<p><b>当院の無床診療所化までの間</b>、当町内唯一の病院として、次の役割を担う。</p> <p>①鶴田町内での救急医療を担う。                  ②地域住民の回復期、慢性期医療を提供する。                  ③自治体病院として、地域住民の健康増進と疾病医療の情報提供する。</p> <p><b>平成24年10月からつがる西北五広域連合の無床診療所に変更する</b>。診療所に変更後は、<b>次の役割</b>を担う。</p> <p>①<b>地域の初期医療</b>                  ②<b>かかりつけ医機能と在宅支援機能の充実</b>                  ③<b>電子カルテを基盤として患者情報を共有する医療情報ネットワークによる地域医療連携システムの活用</b></p>								
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)	<p>無床診療所化までの間は、次の基準により、一般会計からの繰り入れを行う。</p> <p>①救急医療に係る人件費、救急病床確保に要する経費                  ②高度医療に係る紀伊リース費用、保守点検費用、特殊検査費用                  ③リハビリテーションに係る経費と収入の差し引き相当額                  ④企業償還金、改良費及び企業債利息の2/3~1/3                  ⑤不採算地区病院の運営に係る病床の確保                  ⑥医師及び看護師の研究研修費用                  ⑦共済追加費用及び児童手当に係る費用</p> <p><b>診療所に変更後は、次の基準による。</b></p> <p>①<b>不採算地区病院の運営に係る病床の確保(平成22年度~平成26年度)</b>                  ②<b>診療所の運営に要する経費</b>                  ア病院の建設改良費、企業償還金、企業債利息の1/2                  イ公立病院が行う高度医療に要する保守点検費用、特殊検査費用、医療機器リース費用1/2                  ウ公立病院が医師の派遣を受けるための経費                  ③<b>医師及び看護師等の研究研修費用1/2</b>                  ④<b>病院事業会計の共済追加費用に係る経費</b>                  ⑤<b>公立病院改革プランの経費のうち、ネットワーク化に伴う地域医療連携システムに係る費用</b>                  ⑥<b>地方公営企業基礎年金に要する経費</b>                  ⑦<b>地方公営企業児童手当に要する経費</b></p>								
営 効 率 化 に 係 る 計	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度 <b>実績</b>	21年度 <b>実績</b>	22年度 <b>実績</b>	23年度 <b>実績</b>	24年度	25年度	備考
	経常収支比率	99.0	93.4	100.4	99.7	98.1	101.4	136.3	
	職員給与費比率	48.3	49.9	51.0	61.5	66.4	107.9	64.4	
	病床利用率(一般)	69.9	63.6	59.7	52.1	60.7	—	—	
	病床利用率(療養)	49.8	47.8	64.8	60.9	56.5	—	—	
病床利用率(合計)	60.6	56.4	61.8	55.6	59.0	—	—		

経営効率化に係る計画	不良債務比率	54.4	61.7	63.7	76.3	—	—	—
	医業収支比率	92.5	88.1	87.7	93.4	85.0	40.9	86.2
	資金不足比率	54.4	61.7	63.7	76.3	—	—	—
	患者数	90,760	83,023	72,746	64,016	64,497	41,315	28,316
	単価	13,464	13,420	13,274	9,636	10,103	8,229	6,734
上記目標数値設定の考え方	<p>           経常黒字化の目標年度：H21年度            H20年度中に病床数を100床(一般60床、療養40床)に削減。            患者数及び診療単価は過去3年間の実績平均値を目標に設定。            職員の退職補充は、臨時対応を原則と人件費の抑制を図る。  <b>無床診療所化後の患者数は、平成24年度の内科の平均値に外科、整形外科の患者数の動向を加味して試算した。</b>  <b>単科は、平成24年度平均額に、訪問診療料、予防接種料の実績を加味して試算した。</b>  <b>給与費は、平成24年10月現在の職員配置数により試算した。</b>  <b>給与費のうち非常勤医師報酬は、内科及び外科の非常勤医師の実績単価を参考により試算した。</b> </p>							

		団体名 (病院名)		つがる西北五広域連合 (鶴田診療所)					
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度	25年度	備考	
	救急患者数	1,821	1,523	1,695	1,426	1,378	—	—	
	救急車による患者数	347	287	286	295	328	—	—	
	糖尿病外来	1,328	1,337	1,309	1,278	1,150	—	—	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<p>・導入済み</p> <p>①医事業務の民間委託及び業務内容の見直し</p> <p>②清掃委託業務の民間委託</p> <p>③給食調理業務の民間委託</p> <p>④臨床検査の一部外部委託</p> <p>⑤平成22年4月から院外処方実施</p> <p>・診療所化後</p> <p>①医事業務の民間委託継続</p> <p>②清掃業務の民間委託継続</p> <p>③臨床検査の民間委託実施</p> <p>④院外処方の継続</p>						
		事業規模・形態の見直し	<p>H20年度中に現在の130床を100床(一般60床、療養40床)に削減した。</p> <p>H24年4月の広域連合化に併せ、50床(一般50床)</p> <p>H24年10月に無床診療所化に変更</p> <p>診療所化後は内科常勤医師1名となるため、応援医師の確保に努める。</p> <p>①内科応援医師の確保(各種検査、糖尿外来等の応援医師)。</p> <p>②外科、整形外科、小児科、眼科の応援医師確保。</p>						
		経費削減・抑制対策	<p>・実施済み</p> <p>施設管理、医事業務等は、民間委託を導入するとともに、必要に応じて委託業務内容の見直しにより委託経費の削減を図ってきた。人件費については、H11年度から正職員看護師及び准看護師退職者を臨時職員及び看護補助者への切り替え及び不補充で対応し3人の削減を図り、H16年度までに人件費で80,000千円を削減している。</p> <p>また看護師については、引き続き臨時看護師での補充を基本とし人件費累計105,000千円の削減を図る。</p> <p>H22年4月から院外処方を実施し、薬剤購入費を軽減している。</p> <p>平成24年4月に広域連合化したことから、広域連合全体でのスケールメリットを生かした一括管理による管理、委託等の経費削減をすすめるものとし、診療所独自の取組として次の事項に取り組む。</p> <p>①施設管理、医事業務等は、民間委託を原則とし、必要に応じて委託業務内容の見直しにより委託経費の削減を図る。</p> <p>②正職員看護師4人の他は臨時看護師を配置し人件費削減に努める。</p> <p>③院外処方を原則とし、経費の削減を図る。</p> <p>④臨床検査は外注を原則とし、検査技師を配置しない。</p>						
		収入増加・確保対策	<p>・実施済み</p> <p>H18年度から看護基準を13対1に変更し看護加算20,000千円/年の増収を図った。</p> <p>週1回の糖尿病外来により再来患者の確保により12,000千円/年の増収を図った。</p> <p>診療所化後は外来収益のみとなるため、次の事項について取組を強化する。</p> <p>①町内各医療機関、西北病院等との連携を進め、CT等検査受入による増収を図る。</p> <p>②訪問診療取組により、診療報酬の増収を図る。</p>						

経営効率化に係る計画	その他	
	各年度の収支計画	別紙1のとおり
	病床(一般)利用率の状況	17年度 75.50%      18年度 78.40%      19年度 69.90%
	病床(療養)利用率の状況	17年度 57.00%      18年度 54.40%      19年度 49.80%
	病床(合計)利用率の状況	17年度 66.90%      18年度 67.30%      19年度 60.60%
その他の特記事項 病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成20年度中に病床数を現在の130床から100床(一般60床、療養40床)へ削減し、病床利用率の改善を図る。 <b>H24年4月の広域連合化に併せ、50床(一般50床)</b> <b>H24年10月に無床診療所に変更</b>	

団体名 (病院名)	つがる西北五広域連合 (鶴田診療所)
--------------	-----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	別紙2のとおり	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	別紙3のとおり	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	別紙4のとおり	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	つがる西北五広域連合病院事業の設置に関する条例に規定する「つがる西北五広域連合病院事業運営審議会」を設置し、点検評価を行うとともに、県からの助言も含め見直しを行う。(審議会の構成委員:広域連合議会議員、有識者、住民代表など15名程度)	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年8月に、実施状況を報告し、運営審議会にて点検・評価する。運営審議会の諮問及び県からの助言により、プランの見直しを行う。点検・評価、改革プラン改訂版は、ホームページ等で公表する。	
その他特記事項			

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 千円、%)

区分		年度								
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度	25年度	
収 入	1. 医業収益 a	1,344	1,302	1,213	1,069	831	764	297	190	
	(1) 料 金 収 入	1,278	1,222	1,114	965	617	652	294	186	
	(2) そ の 他	66	80	99	104	214	112	3	4	
	うち他会計負担金	51	66	85	86	200	93			
	2. 医業外収益	52	133	111	192	80	138	448	116	
	(1) 他会計負担金・補助金	33	110	89	174	71	130	448	116	
	(2) 国(県)補助金			1						
	(3) そ の 他	19	23	21	18	9	8			
	経 常 収 益 (A)	1,396	1,435	1,324	1,261	911	902	745	306	
	支 出	1. 医業費用 b	1,412	1,408	1,377	1,219	890	898	728	221
(1) 職 員 給 与 費 c		623	629	606	546	511	507	321	122	
(2) 材 料 費		479	480	473	388	109	116	58	29	
(3) 経 費		254	240	240	230	228	232	133	57	
(4) 減 価 償 却 費		54	56	53	49	41	42	42	12	
(5) そ の 他		2	3	5	6	1	1	174	1	
2. 医業外費用		42	42	41	37	23	22	7	3	
(1) 支 払 利 息		4	7	7	7	8	6			
(2) そ の 他		38	35	34	30	15	16	7	3	
経 常 費 用 (B)		1,454	1,450	1,418	1,256	913	920	735	224	
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 58	△ 15	△ 94	5	△ 2	△ 18	10	82		
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)				12	18	742			
	2. 特 別 損 失 (E)	4	0	5	5	10	10	209		
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 4	0	△ 5	7	8	732	△ 209	0	
純 損 益 (C)+(F)	△ 62	△ 15	△ 99	12	6	714	△ 199	82		
累 積 欠 損 金 (G)	1,566	1,580	1,678	1,666	1,660	947	199	117		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	353	297	265	215	200	158	180	269	
	流 動 負 債 (イ)	1,106	1,005	1,014	897	835	37	13	7	
	うち一時借入金	970	930	930	860	800	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)									
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)									
差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	753	708	749	682	635	△ 121	△ 167	△ 262		
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	5	△ 45	41	△ 67	△ 47	△ 756	△ 46	△ 95		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.0	99.0	93.4	100.4	99.8	98.0	101.4	136.6		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	56.0	54.4	61.7	63.8	76.4	△ 15.8	△ 56.2	△ 137.9		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	95.2	92.5	88.1	87.7	93.4	85.1	40.8	86.0		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	46.4	48.3	51.0	51.1	61.5	66.4	108.1	64.2		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	753	708	749	682	635	-121	-167	-262		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	56.0	54.4	61.7	63.8	76.4	△ 15.8	△ 56.2	△ 137.9		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	56.0	54.4	61.7	63.8	76.4	△ 15.8	△ 56.2	△ 137.9		
病 床 利 用 率	67.3	60.6	56.4	61.8	55.6	59.0	-	-		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「23年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「23年度不良債務額▲20百万円」-「22年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)			
収 入	1. 企 業 債	40								
	2. 他 会 計 出 資 金							10		
	3. 他 会 計 負 担 金	36	24	25	9	11	5			
	4. 他 会 計 借 入 金									
	5. 他 会 計 補 助 金									
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金			2	1			30		
	7. そ の 他	4			1					
	収 入 計 (a)	80	24	27	11	11	5	40	0	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)									
	前年度許可債で当年度借入分 (c)									
	純計(a)-(b)+(c) (A)	80	24	27	11	11	5	40	0	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	44		2	1			40	
		2. 企 業 債 償 還 金	36	24	25	10	11	5		
3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
4. そ の 他										
支 出 計 (B)		80	24	27	11	11	5	40	0	
差引不足額 (B)-(A) (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金									
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額									
	3. 繰 越 工 事 資 金									
	4. そ の 他									
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0		
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)										
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)		
収 益 的 収 支	(0)	(0)	(0)	(419)	(78,314)	(751,792)	(0)	(0)
	84,228	176,317	174,536	272,414	289,551	964,837	447,986	115,798
資 本 的 収 支	(14,469)	(0)	(0)	(52,637)	(5,181)	(2,581)	(0)	(0)
	35,772	23,683	25,464	141,165	10,449	5,163	10,000	0
合 計	(14,469)	(0)	(0)	(53,056)	(83,495)	(754,373)	(0)	(0)
	120,000	200,000	200,000	413,579	300,000	970,000	457,986	115,798

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。